

株式会社 **小 林 洋 行**

(2005 年版)

## 【はじめに】

本書は、平成17年3月期（平成16年4月～平成17年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

なお、以下の\*印を付した項目については、証券取引法に基づいて作成した「有価証券報告書」に記載していますので、別添の有価証券報告書をご覧ください。

## 【記載項目について】

### 1. 会社の概況

- \*①会社名等 会社名、所在地、電話番号、代表者役職、氏名を記載しています。
- \*②会社の沿革 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- \*③会社の目的 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- \*④事業の内容 当社グループの事業系統図、事業の内容について記載しています。
- \*⑤営業所の状況 本店及び従たる営業所について、所在地等を記載しています。
- \*⑥財務の概要 平成17年3月期における、資本金・純資産額・営業収益・経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- \*⑦発行済株式総数 平成17年3月期における発行済株式総数を記載しています。
- \*⑧主要株主名 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- \*⑨役員の状況 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- \*⑩従業員の状況 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- \*①営業方針 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- \*②当社及び当業界を取巻く環境 内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- \*③営業の経過及び成果 当社の平成16年度における業績について記載しています。
- \*④対処すべき課題 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- ⑤受託業務管理規則 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
- ⑥外務員の登録状況 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
- ⑦委託者数 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
- ⑧苦情・紛争に関する事項 期中における、委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しています。
- ⑨訴訟に関する事項 期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

### 3. 経理の状況

- \*①貸借対照表
- \*②損益計算書
- \*③重要な会計方針
- \*④注記事項
- \*⑤利益金処分計算書
- \*⑥監査報告書
- ⑦財務比率

### 4. 業務関連事項

- ①月間売買高 各商品毎の売買枚数について自己・委託別に記載しています。
- ②月末建玉状況 各商品毎の月末現在の建玉数について自己・委託別に記載しています。

## 記載項目 2-⑤ 受託業務管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大と、委託者の保護育成を図ることにより、業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

### (管理組織)

第2条 当社は受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、管理責任者を次のとおりとする。

- (1) 管理総括責任者を管理本部長とする。
- (2) 管理総括責任者を補佐する副管理総括責任者を、営業副本部長とする。
- (3) 統括管理責任者を顧客サービス部長とする。
- (4) 管理責任者を本社顧客サービス室長及び関西支社顧客サービス室長とする。
- (5) 営業店に顧客サービスチームを設置し、営業店長を顧客サービスチームの責任者とし、これを補佐する副責任者として顧客管理要員をおく。
- (6) なお、本店営業部及び関西支社営業部については、それぞれ顧客サービス室長を顧客サービスチームの責任者とする。

2 顧客サービスチームの職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」・「お客様カード」を精査し、顧客の選別並びに受託の適否を決定。
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」・「お客様カード」の整備。
- (3) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される売買取引の抑制。
- (4) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る管理措置に基づく審査。
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
- (6) 取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置と不正資金の流入防止。
- (7) 関係法令・諸規則・取引所指示事項の遵守状況の監視。
- (8) 委託者からの苦情・紛議等に対する適切な対応と疑義等の解明努力。
- (9) 過去に恣意的な紛議を多発した委託者等特定委託者の参入予防措置。
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させる為に必要な措置。
- (11) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。

### (適格性の審査)

第3条 当社は、次の各号に掲げる者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者。
- (2) 生活保護法被適用者。
- (3) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者その他商品市場の秩序を乱す虞があると思量される者。
- (4) 日本語による意思の疎通ができない者。

- (5) 長期療養者及びそれに準ずる者（身体に著しいハンディをもつ者を含む）。
  - (6) 専業主婦。
  - (7) 70歳代半ば以上の高齢者（但し余裕資金を有するものは第2項による）。
  - (8) 金融機関勤務者及び官庁・地方自治体等の出納・会計業務責任者、企業・団体等の経理・会計責任者等第三者の資金を直接扱える者。
- 2 委託者が次に掲げる者に該当することが判明したときは、不適格者に準ずる者として勧誘を行わない。ただし、本人から取引を行いたい旨の本人自筆の書面による申出書があり、管理総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り、条件を付して受託を行うものとする。
- (1) 年金・退職金・保険金等により生計を維持し、余裕資金を有する者。
  - (2) 前項第8号の業態・職種に該当する者で第三者の資金を直接取り扱う職務・職位でない者。
  - (3) 70歳代半ば以上の高齢者で余裕資金を有する者。
- 3 第1項及び第2項に該当しない者であっても、顧客サービスチームの責任者が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

（勧誘に際しての留意と説明義務）

- 第4条 商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、社名、商品先物取引であることを告知することとし、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」、「貴社が定めた委託本証拠金額一覧」等の関係書面を交付し、商品先物取引の仕組み（特に委託証拠金制度、損益の計算方法、予測が外れた場合の売買対処等）、上場商品に関する知識並びに情報収集の方法の基礎知識について詳細に説明し、その投機的本質について危険開示を行うとともに、委託者の判断と責任において取引を行うことについて、委託者に十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。
- 2 当社は、委託証拠金について次のとおり定める。
- (1) 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。
  - (2) 委託本証拠金の額等に係る社内責任者として管理本部長を定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その内容を3年間保存するものとする。

（取引意思の確認）

- 第5条 当社は、約諾書の差入れに先立って「お客様カード」の差入れを受けるものとする。「お客様カード」は次の事項について、委託者に直接記入を求めるものとし、受託前に予め顧客サービスチームの責任者に報告し、審査を受けるものとする。
- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先
  - (2) 家族構成（配偶者の有無、子等）
  - (3) 職業、役職、勤務先及び勤務先住所
  - (4) 年収、預貯金、所有不動産等
  - (5) 取引の動機
  - (6) 先物取引経験の有無（商品、金融、債券、有価証券ごとに取引会社名、取引年数、銘柄、投下資金）

- (7) 株式等経験の有無（現物、信用、公社債ごと取引会社名、取引年数、投下資金）
  - (8) 当初取引予定資金（3ヶ月間）
  - (9) 商品先物取引の理解度
- 2 勧誘、契約、売買指示の各段階において、委託者の取引意思を確認するための手続きを明確にし、委託者の取引意思を確認し、かつ、その意思を忠実に実行していること等について記録の充実をはかることとする。
  - 3 契約時の取引意思の確認と同時に、委託者に対して本人確認を行い、証明書類を求めるものとする。

（委託者の保護育成措置）

第6条 商品先物取引の未経験者、又は経験の浅い委託者及びこれらと同等と判断される者については、取引開始から3ヶ月間を取引習熟期間と定め、第7条の制限を行う。

（未経験者に対する管理措置）

- 第7条 新たな委託者から取引の委託を受けるに際して、第4条第1項に定める説明及び第5条に定める取引意思の確認を経て、先物取引の仕組みに対する理解度の点検を行った上で、取引の受託を行うものとする。
- 2 習熟期間中の委託者からの取引の受託については、原則として「お客様カード」にて申告を受けた当初取引予定資金の範囲内とする。
  - 3 当初取引予定資金に拘らず、初回建玉の資金は、500万円以内とする。
  - 4 なお、前3項については、原則として経験の有無を問わない。

（受託の制限）

- 第8条 第3条第2項第1号及び第3号に該当する委託者にあつては、本人自筆の申出書に加えて原則として次の制限を付加するものとする。
- (1) 初回建玉の資金は200万円以内とする。
  - (2) 当初6ヶ月間は差引入金額を500万円以内とする。

（受託業務における禁止行為）

第9条 商品先物取引の受託及び委託の勧誘にあつては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止事項を遵守するものとする。

（不正資金の流入防止）

- 第10条 第3条第2項第2号に該当する委託者については、経験者も含め、取引開始3ヶ月間又は委託者の属性によっては3ヵ月以上の期間、当初取引予定資金の制限又は建玉制限を加えることがある。
- 2 前項の委託者からの差引入金額が2,000万円を超え、さらに1,000万円を超える毎に、顧客サービスチームの責任者又は副責任者は委託者に自己資金の裏付け確認を取る等、資金事情の説明を受けるものとする。

- 3 当該委託者の資産状況からみて不相応なものに対しては、審査し、新規受託の禁止、残玉決済等の特段の措置を講ずること。また不正資金の流用が判明した時点では速やかに決済する等、清算の方向を明確にする。
- 4 前2項に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

(市場管理規則の遵守)

- 第11条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について、委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めることとする。
- 2 市場管理とは別途に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて、委託者の理解を求めるものとする。

(その他の管理措置)

- 第12条 違反者に対する懲戒については、不正行為があったと認めるときは、当該者並びに関係者に対して就業規則第6章第2節の規定に準じて制裁を行う。

(広告・宣伝に係る管理措置)

- 第13条 当社は広告・宣伝に係る管理体制を次のとおり定める。
- (1) 広告・宣伝に係る管理責任者を業務本部長とする。
  - (2) 管理責任者を補佐する副管理責任者を、広報室長とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第14条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。

(付則)

1. 本規則は平成10年7月22日取締役会において決議した。
2. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
3. 平成11年8月1日一部改正
4. 平成12年4月1日一部改正
5. 平成14年12月1日一部改正
6. 平成15年6月6日一部改正

記載項目 2-⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
306名	100名	79名	327名

記載項目 2-⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,676名	1,608名	1,675名

記載項目 2-⑧ 苦情・紛争に関する事項

当社では、委託者からの苦情や相談等を受付ける専門部署として、管理総括責任者（取締役）のもと、本社及び関西支社に顧客サービス室、各営業店に顧客サービスチームを設けております。

委託者からの苦情等の申立があった場合には、直ちに詳細な社内調査を実施して、迅速かつ適切な対応を行い、円滑な処理を推進しております。また、顧客サービス室による営業部門に対するチェック、指導を強化し、委託者の要望等を聴取して意思の疎通を図り、一層の理解と啓蒙を深めることにより、事故等の未然防止にも努めております。

平成16年度中においては、日本商品先物取引協会に12件の申出があり、うち3件が円満解決しており、6件が取り下げ、2件が処理中であります。また、平成15年度中より処理中の5件も円満解決しております。

受付件数	処 理 結 果			処 理 中
	解 決	取り下げ	打ち切り	
12	3	6	0	2

記載項目 2-⑨ 訴訟に関する事項

平成16年度中の係争

当年度における訴訟は18件で、その内、判決（全面勝訴）1件、和解3件、現在14件が係争中です。

訴 訟 件 数	判 決	和 解	係 争 中
18	1	3	14

記載項目3-⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率 [純資産額/必要純資産額×100]	829%
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	806%
(c) 自己資本比率 [自己資本/総資本×100]	50%
(d) 修正自己資本比率 [自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管措置額)×100] * 1	59%
(e) 当座性資金等比率 [当座性資金等/流動負債額×100]	141%
(f) 委託者未収金比率 [委託者未収金/純資産額×100]	3%
(g) 借入金比率 [(借入金+借入有価証券+社債)/総資産額×100]	2%
(h) 経常収支率 [経常収益/経常費用×100]	127%
(i) 負債比率 [負債合計額/純資産額]	0.9倍
(j) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	149%
(k) 委託手数料収益比率 [委託手数料/経常収益×100]	72%
(l) 自己売買収益比率 [自己売買収益/経常収益×100]	28%

\* 1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

(a) 純資産余裕比率

「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(d) 修正自己資本比率

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。



(e) 当座性資金等比率

「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいいます。

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率

正味の資産である純資産に対する委託者未収金（長期未収債権に属するものを含む）の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g) 借入金比率

総資産に占める借入金（借入金、借入有価証券、社債（転換社債を含む））の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h) 経常収支率

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いと言えます。

(i) 負債比率

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(j) 流動比率

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(k) 委託手数料収益比率

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いと言えます。

(l) 自己売買収益比率

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いと言えます。

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高 (枚)						月月末建玉数 (枚)					
		自己			委託			自己			委託		
		売	買	計	売	買	計	売	買	計	売	買	計
金	東京工業品	2,985	2,872	4,176	4,678	7,161	7,550	1,359	408	2,007	3,352	3,366	3,760
	東京工業品	1,753	1,686	171	153	1,924	1,839	43	16	101	101	144	117
白銀	東京工業品	5,561	5,638	4,425	4,653	9,986	10,291	310	1,437	3,414	2,429	3,724	3,866
	東京工業品	0	0	0	52	0	52	0	0	0	84	0	84
アルミニウム	東京工業品	784	864	353	345	1,137	1,209	30	65	111	168	141	233
	大阪商品	844	1,344	1,761	1,192	2,605	2,536	169	669	1,181	542	1,350	1,211
天然ゴム	小計	1,628	2,208	2,114	1,537	3,742	3,745	199	734	1,292	710	1,491	1,444
	東京工業品	424	296	340	468	764	764	111	144	365	332	476	476
TSR20	大阪商品	139	137	145	157	284	294	5	27	50	45	55	72
	小計	563	433	485	625	1,048	1,058	116	171	415	377	531	548
ゴム指数	大阪商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪商品	1,000	964	681	752	1,681	1,716	40	2	36	104	76	106
ニッケル	大阪商品	703	706	718	956	1,421	1,662	46	2	312	147	358	149
	東京工業品	80,357	79,311	39,813	41,216	120,170	120,527	2,815	800	7,382	9,263	10,197	10,063
ガソリン	中部商品	12	29	33	16	45	45	0	7	15	8	15	15
	小計	80,369	79,340	39,846	41,232	120,215	120,572	2,815	807	7,397	9,271	10,212	10,078
灯油	東京工業品	22,014	23,251	14,058	13,024	36,072	36,275	996	2,652	5,233	3,354	6,229	6,006
	中部商品	15	14	16	17	31	31	1	7	8	7	9	14
原油	小計	22,029	23,265	14,074	13,041	36,103	36,306	997	2,659	5,241	3,361	6,238	6,020
	東京工業品	13,500	13,874	5,762	5,514	19,262	19,388	757	216	363	1,037	1,120	1,253
軽油	東京工業品	175	497	502	180	677	677	18	349	347	16	365	365
	中部商品	435	525	91	0	526	525	1,002	975	125	152	1,127	1,127
小豆	小計	610	1,022	593	180	1,203	1,202	1,020	1,324	472	168	1,492	1,492
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこし	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこし	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	2,851	2,735	5,047	4,733	7,898	7,468	165	284	1,806	1,007	1,971	1,291
とうもろこし	福岡商品	3,406	3,390	12,403	12,620	15,809	16,010	243	359	2,502	2,426	2,745	2,785
	小計	6,257	6,125	17,450	17,353	23,707	23,478	408	643	4,308	3,433	4,716	4,076

上場商品の種類	加入商品の取引所	月間取引高 (枚)				月末建玉数 (枚)						
		自己		委託		自己		委託				
		売	買	売	買	売	買	売	買			
トウモロコシOPブツ トウモロコシOPコール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
IOM一般大豆	東京穀物	1,017	942	2,172	1,974	3,189	2,916	159	62	663	388	450
	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アラビカコーヒー ロブスタコーヒー	東京穀物	1,017	942	2,172	1,974	3,189	2,916	159	62	663	388	450
	東京穀物	2,126	2,239	3,359	2,955	5,485	5,194	296	242	1,719	1,055	1,297
	東京穀物	19	14	46	60	65	74	134	0	4	147	147
NON-GMO大豆	東京穀物	13,032	13,004	30,686	30,714	43,718	43,718	2,437	913	7,407	8,931	9,844
	関西商品	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	0	0	1,000
	福岡商品	651	702	1,464	1,417	2,115	2,119	106	163	758	702	864
大豆ミール	東京穀物	13,683	13,706	32,150	32,131	45,833	45,837	3,543	2,076	8,165	9,633	11,708
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0
大豆OPブツ 大豆OPコール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗糖	東京穀物	98	81	90	107	188	188	11	19	39	31	50
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	横浜商品	1,612	1,604	0	8	1,612	1,612	1,000	1,000	0	0	1,000
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	500	500	0	0	500	500	1,500	1,500	0	0	1,500
国際生糸ドル建て じゃがいも コーヒー指数 ブローラー 鶏卵	関西商品	7	5	20	22	27	27	2	0	1	3	3
	福岡商品	200	200	0	0	200	200	300	300	0	0	300
	中部商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	156,220	157,427	128,335	127,983	284,555	285,410	15,055	13,618	35,949	35,831	51,004	49,449







上場商品の種類	加入商品の取引所	月間取引高 (枚)						月末建玉数 (枚)					
		自己買		委託買		計		自己買		委託買		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
とうもろこし	東京穀物	2,661	2,317	4,902	5,160	7,563	7,477	353	218	2,077	1,062	2,430	1,280
	福岡商品	4,908	4,892	6,551	6,592	11,459	11,484	1,494	1,266	1,809	2,055	3,303	3,321
	小計	7,569	7,209	11,453	11,752	19,022	18,961	1,847	1,484	3,886	3,117	5,733	4,601
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこしOPブツ	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とうもろこしOPコー	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
IOM一般大豆	東京穀物	498	343	1,097	1,394	1,595	1,737	70	8	355	283	425	291
	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	498	343	1,097	1,394	1,595	1,737	70	8	355	283	425	291
アラビカコーヒー	東京穀物	1,220	1,094	1,968	1,857	3,188	2,951	54	278	1,795	823	1,849	1,101
	東京穀物	15	16	64	28	79	44	13	0	12	17	25	17
	東京穀物	11,129	12,610	26,418	24,937	37,547	37,547	1,424	2,248	8,578	7,754	10,002	10,002
	小計	2,500	2,500	0	0	2,500	2,500	1,495	1,495	0	0	1,495	1,495
NON-GMO大豆	関西商品	1,114	1,100	214	228	1,328	1,328	1,052	1,069	184	167	1,236	1,236
	福岡商品	14,743	16,210	26,632	25,165	41,375	41,375	3,971	4,812	8,762	7,921	12,733	12,733
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆ミール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆OPブツ	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	318	311	87	94	405	405	22	17	41	46	63	63
粗糖	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	603	603	0	0	603	603	600	600	0	0	600	600
生糸	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	1,300	1,300	0	0	1,300	1,300	300	300	0	0	300	300
	小計	22	16	17	63	39	79	5	0	10	5	15	5
コーヒー指数	関西商品	100	100	0	0	100	100	100	100	0	0	100	100
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中部商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	167,340	168,282	126,636	124,980	293,976	293,262	14,121	14,203	36,724	35,357	50,845	49,560





上場商品の種類	加入商品の取引所	月間取引高 (枚)				月末建玉数 (枚)							
		自己		委託		自己		委託					
		売	買	売	買	売	買	売	買				
とうもろこし	東京穀物	3,132	2,724	4,828	5,803	7,960	8,527	543	0	1,337	1,297	1,880	1,297
	福岡商品	7,800	8,256	16,710	16,323	24,510	24,579	410	638	2,830	2,689	3,240	3,327
	小計	10,932	10,980	21,538	22,126	32,470	33,106	953	638	4,167	3,986	5,120	4,624
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこしOPブット	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこしOPコール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IOM一般大豆	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	194	136	406	487	600	623	123	3	256	265	379	268
	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アラビカコーヒー	小計	194	136	406	487	600	623	123	3	256	265	379	268
	東京穀物	3,013	2,494	4,024	4,631	7,037	7,125	499	204	1,630	1,265	2,129	1,469
	東京穀物	105	56	59	101	164	157	62	0	15	62	77	62
	東京穀物	22,605	22,094	37,556	38,067	60,161	60,161	618	931	9,185	8,872	9,803	9,803
NON-GMO大豆	関西商品	2,000	2,000	0	0	2,000	2,000	1,495	1,495	0	0	1,495	1,495
	福岡商品	72	88	399	383	471	471	1,000	1,033	96	63	1,096	1,096
	小計	24,677	24,182	37,955	38,450	62,632	62,632	3,113	3,459	9,281	8,935	12,394	12,394
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆ミール	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆OPブット	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗糖	東京穀物	28	85	81	24	109	109	0	52	56	4	56	56
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生系	横浜商品	6	6	0	0	6	6	600	600	0	0	600	600
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	9	9	0	0	9	9	300	300	0	0	300	300
	小計	15	15	0	0	15	15	900	900	0	0	900	900
国際生糸ドル建て	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	9	9	0	0	9	9	300	300	0	0	300	300
	横浜商品	7	8	28	37	35	45	4	4	0	4	4	4
	小計	16	17	28	37	35	45	4	4	0	4	4	4
鶏卵	福岡商品	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	100	100
	中部商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	197,710	197,002	163,074	162,769	360,784	359,771	12,729	12,025	37,321	35,844	50,050	47,869
	小計	197,710	197,002	163,074	162,769	360,784	359,771	12,729	12,025	37,321	35,844	50,050	47,869



上場商品の種類	加入商品の取引所	月間取引高 (枚)				月末建玉数 (枚)							
		自己		委託		自己		委託					
		売	買	売	買	売	買	売	買				
とうもろこし	東京穀物	1,204	1,562	1,602	1,671	2,806	3,233	349	164	973	1,002	1,322	1,166
	福岡商品	3,994	3,857	5,138	5,181	9,132	9,038	745	836	1,890	1,792	2,635	2,628
	小計	5,198	5,419	6,740	6,852	11,938	12,271	1,094	1,000	2,863	2,794	3,957	3,794
	トウモロコシopブツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IOM一般大豆	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	145	189	631	166	776	355	77	1	611	155	688	156
アラビカコーヒー	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	145	189	631	166	776	355	77	1	611	155	688	156
NON-GMO大豆	東京穀物	3,747	4,425	6,312	5,776	10,059	10,201	443	826	2,674	1,773	3,117	2,599
	東京穀物	32	43	110	111	142	154	51	0	12	60	63	60
	小計	24,296	24,103	35,520	35,713	59,816	59,816	2,351	2,471	10,232	10,112	12,583	12,583
	東京穀物	2,995	2,995	0	0	2,995	2,995	1,500	1,500	0	0	1,500	1,500
大豆ミール	東京穀物	9	0	12	21	21	21	1,000	1,024	75	51	1,075	1,075
	小計	27,300	27,098	35,532	35,734	62,832	62,832	4,851	4,995	10,307	10,163	15,158	15,158
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆OPブツ	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	39	21	22	40	61	61	0	34	48	14	48	48
生系	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	5,006	5,006	0	0	5,006	5,006	600	600	0	0	600	600
国際生糸ドル建て	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	8,011	8,011	0	0	8,011	8,011	300	300	0	0	300	300
じゃがいも	東京穀物	7	6	6	7	13	13	5	0	0	5	5	5
	小計	4,700	4,700	0	0	4,700	4,700	2,000	2,000	0	0	2,000	2,000
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中部商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏卵	小計	236,033	235,116	167,700	168,835	403,733	403,951	20,162	18,611	36,749	36,389	56,911	55,000



上場商品の種類	加入商品の取引所	月間取引高 (枚)				月末建玉数 (枚)							
		自己		委託		自己		委託					
		売	買	売	買	売	買	売	買				
とうもろこし	東京穀物	1,163	1,011	2,282	2,030	3,041	3,445	399	62	1,044	821	1,443	883
	福岡商品	1,344	1,108	1,918	2,079	3,187	3,262	716	571	1,603	1,666	2,319	2,237
	小計	2,507	2,119	4,200	4,109	6,228	6,707	1,115	633	2,647	2,487	3,762	3,120
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこしopブツ	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこしopゴール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IOM一般大豆	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	112	103	455	414	517	567	85	0	641	144	726	144
	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アラビカコーヒー ロブスタコーヒー	小計	112	103	455	414	517	567	85	0	641	144	726	144
	東京穀物	3,750	3,784	6,329	6,348	10,132	10,079	282	699	2,419	1,567	2,701	2,266
	東京穀物	60	68	91	75	143	151	43	0	12	44	55	44
	東京穀物	22,725	21,510	40,727	41,792	63,302	63,452	3,237	2,142	8,793	9,738	12,030	11,880
NON-GMO大豆	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	関西商品	62	48	71	85	133	133	1,040	1,050	50	40	1,090	1,090
	福岡商品	22,787	21,558	40,798	41,877	63,435	63,585	5,777	4,692	8,843	9,778	14,620	14,470
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆ミール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆OPブツ 大豆OPコール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	62	70	79	71	141	141	4	46	63	21	67	67
粗糖	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	横浜商品	8	8	0	0	8	8	600	600	0	0	600	600
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	5,007	5,007	0	0	5,007	5,007	300	300	0	0	300	300
	小計	3	4	44	23	27	47	4	4	20	4	24	4
国際生糸ドル建て じゃがいも コーヒー指数 ブローラー 鶏卵	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	204,903	205,351	140,769	141,207	346,558	345,672	18,224	17,071	35,418	35,506	53,642	52,577













上場商品の種類	加入商品の取引所	月間取引高 (枚)				月末建玉数 (枚)							
		自己		委託		自己		委託					
		売	買	売	買	売	買	売	買				
とうもろこし	東京穀物	1,192	827	1,648	2,075	2,840	2,902	519	35	836	1,121	1,355	1,156
	福岡商品	2,650	2,639	2,000	2,040	4,650	4,679	1,388	1,253	452	586	1,840	1,839
	小計	3,842	3,466	3,648	4,115	7,490	7,581	1,907	1,288	1,288	1,707	3,195	2,995
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうもろこし	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IOM一般大豆	東京穀物	327	345	421	565	748	910	109	20	163	282	272	302
	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	327	345	421	565	748	910	109	20	163	282	272	302
アラビカコーヒー	東京穀物	4,086	4,145	4,875	5,220	8,961	9,365	1,002	1,213	1,620	1,253	2,622	2,466
	東京穀物	192	22	31	259	223	281	196	0	100	229	296	229
	東京穀物	3,200	3,686	3,254	2,768	6,454	6,454	1,629	1,328	2,105	2,126	3,734	3,454
	小計	500	732	176	188	908	908	412	400	0	12	412	500
NON-GMO大豆	福岡商品	732	720	176	188	908	908	412	400	0	12	412	412
	小計	4,432	4,906	3,430	2,956	7,862	7,862	2,541	2,228	2,105	2,138	4,646	4,366
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆ミール	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆OPブツ	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗糖	東京穀物	213	209	9	13	222	222	3	31	43	15	46	46
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物	506	506	0	0	506	506	100	100	0	0	100	100
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	11	0	0	11	11	100	100	0	0	100	100
国際生糸ドル建て	横浜商品	1,684	1,304	3,503	3,900	5,187	5,204	837	457	2,300	2,697	3,137	3,154
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	700	700	0	0	700	700	300	300	0	0	300	300
コーヒー指数	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀物指数	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブローラー	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶏卵	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	159,280	160,425	95,551	96,359	254,831	256,784	17,025	14,035	34,353	36,762	51,378	50,797



上場商品の種類	加入商品の取引所	月間取引高 (枚)				月末建玉数 (枚)							
		自己		委託		自己		委託					
		売	買	売	買	売	買	売	買				
とうもろこし	東京穀物	1,397	1,545	2,090	2,071	3,487	3,616	461	125	590	856	1,051	981
	福岡商品	1,443	1,666	1,559	1,357	3,002	3,023	519	607	569	501	1,088	1,108
	小計	2,840	3,211	3,649	3,428	6,489	6,639	980	732	1,159	1,357	2,139	2,089
トウモロコシOPブツ	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IOM一般大豆	東京穀物	515	475	491	470	1,006	945	129	0	218	316	347	316
	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アラビカコーヒー	東京穀物	515	475	491	470	1,006	945	129	0	218	316	347	316
	東京穀物	3,441	3,596	5,280	5,231	8,721	8,827	127	493	1,557	1,141	1,684	1,634
	東京穀物	187	327	351	230	538	557	56	0	55	63	111	63
NON-GMO大豆	東京穀物	2,762	2,131	1,388	1,768	4,150	3,899	1,113	181	1,388	1,789	2,501	1,970
	関西商品	0	0	0	0	0	0	500	500	0	0	500	500
	福岡商品	0	14	14	0	14	14	400	402	14	12	414	414
大豆ミール	東京穀物	2,762	2,145	1,402	1,768	4,164	3,913	2,013	1,083	1,402	1,801	3,415	2,884
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大豆OPブツ	東京穀物	15	24	24	15	39	39	1	38	50	13	51	51
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗糖OPブツ	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	横浜商品	109	109	0	0	109	109	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜商品	12	12	0	0	12	12	100	100	0	0	100	100
国際生糸ドル建て	横浜商品	4,649	3,555	6,283	7,328	10,932	10,883	5,017	3,543	3,027	4,469	8,044	8,012
	関西商品	0	0	30	0	30	0	0	0	70	0	70	0
	関西商品	0	0	0	0	0	0	300	300	0	0	300	300
じゃがいも	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中部商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	157,141	159,045	110,058	109,122	267,199	268,167	18,833	17,597	39,835	41,439	58,668	59,036



上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己買		委託買		計		自己買		委託買		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
とうもろこし	東京穀物	858	1,213	1,617	1,265	2,475	2,478	263	791	705	1,035	968	
	福岡商品	298	186	728	760	1,026	946	628	530	494	1,182	1,122	
	小計	1,156	1,399	2,345	2,025	3,501	3,424	891	1,321	1,199	2,217	2,090	
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
IOM一般大豆	東京穀物	475	581	559	596	1,034	1,177	49	117	252	189	301	
	関西商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	475	581	559	596	1,034	1,177	49	117	252	189	301	
アラビカコーヒー	東京穀物	3,155	3,212	6,939	5,843	10,094	9,055	423	2,999	1,487	2,999	1,910	
	東京穀物	38	48	69	41	107	89	46	75	55	121	55	
	東京穀物	1,269	2,413	1,327	864	2,596	3,277	285	1,374	1,312	1,659	1,809	
	小計	500	500	0	0	500	500	0	0	0	0	0	
NON-GMO大豆	関西商品	200	200	0	0	200	200	200	14	12	214	214	
	福岡商品	1,969	3,113	1,327	864	3,296	3,977	485	1,388	1,324	1,873	2,023	
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大豆ミール	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福岡商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大豆OPプット	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東京穀物	41	18	14	37	55	55	24	48	34	72	72	
粗糖	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	東京穀物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生系	横浜商品	12	12	0	0	12	12	0	0	0	0	0	
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	16	16	0	0	16	16	100	70	0	100	100	
	横浜商品	1,576	1,828	2,214	1,944	3,790	3,772	3,968	2,746	3,254	6,050	6,000	
国際生糸ドル建て	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	1,466	1,496	615	585	2,081	2,081	629	403	373	1,032	1,032	
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
じゃがいも	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	横浜商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	173,593	175,558	124,048	119,150	297,641	294,708	19,951	20,560	38,411	61,469	58,971	
	中部商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	173,593	175,558	124,048	119,150	297,641	294,708	19,951	20,560	38,411	61,469	58,971		







# 追加開示情報（1）

## 受託業務管理規則

株式会社 小林洋行

2005.5.1

# 受託業務管理規則

株式会社 小林洋行

## (目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大と、委託者の保護育成を図ることにより、業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

## (管理組織の責務)

第2条 当社は、管理本部のもと、管理担当班として本社及び関西支社並びに各営業店に顧客サービスチームを設けるとともに、責任体制を次のように明確化し、適正な受託業務の遂行と管理業務の円滑な運営の確保を図る。

- (1) 管理総括責任者を取締役管理本部長とする。
- (2) 管理総括責任者を補佐する副管理総括責任者を、管理本部部長とする。
- (3) 統括責任者として、本社顧客サービス室長、関西顧客サービス室長及び管理部長を充てる。
- (4) 営業店を管理する管理責任者を本社顧客サービス室長及び関西顧客サービス室長とし、それぞれ本社顧客サービス室長は本店営業部、新宿支店、横浜支店、信越支社、水戸支店、宇都宮支店及び名古屋支店の顧客サービスチームを、関西顧客サービス室長は関西支社、京都支店、広島支店及び福岡支店の顧客サービスチームを統括する。
- (5) 各営業店に顧客サービスチームの担当をおき、支店業務責任者及び業務担当者が任務にあたる。責任者不在の場合、適宜顧客サービス室管理職を配し、担当の任にあたる。

## (管理組織の職務)

第3条 顧客サービスチームの職務は、次のとおりとする。

- (1) 「口座設定申込書」及び「顧客カード」の精査並びに顧客属性の把握と選別及び受託の適否の判定
- (2) 商品先物取引の経験のない顧客からの受託に係る管理措置に基づく審査
- (3) 新規勧誘に当たっての告知及び意思確認の有無の点検並びに勧誘拒否者に対する再勧誘を防止するための対策の強化
- (4) 顧客管理のための「口座設定申込書」及び「顧客カード」の整備
- (5) 委託者の資金力、知識及び取引経験等からみて不相応と判断される売買取引の抑制
- (6) 委託者に対する登録外務員等の連絡、サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導

- (7) 取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置
- (8) 不正資金の流入防止
- (9) 関係法令、自主規制規則及び取引所指示事項等諸規則遵守状況の監視
- (10) 委託者からの苦情及び紛議等に対する適切な対応と当該担当者への聞き取り調査等疑義等の解明努力
- (11) 過去に恣意的な紛議を多発した委託者等特定委託者の参入予防措置
- (12) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及及び委託者の理解度を向上させるための必要な措置
- (13) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

(不適格者の参入防止)

第4条 当社は、次の各号に掲げる者に対しては、常に商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

ただし、第6号から第10号の者であつて、例外適用の要件を具備する者で余裕資金を有する者にあつては、この限りではない。この場合の審査と判断は別項の規定により行う。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び認知症状の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 過去に商品取引事故を惹起した者及び恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引をするために借入れを行う者等適格性に欠けると認められる者
- (6) 日本語による意思の疎通ができない者
- (7) 長期療養者及びそれに準ずる者（身体に著しいハンディをもつ者を含む。）
- (8) 専業主婦等一定の収入を有しない者
- (9) 70歳代半ばを目安にそれ以上の高齢者又は年金等により生計をたてている者
- (10) 一定以上の収入を有しない者
- (11) 金融機関勤務者、官庁及び地方自治体の出納・会計業務責任者並びに企業・団体等の経理・会計責任者等本人以外の資金を直接取扱うことができる者

2 第1項に該当しない顧客にあつては、第5条（勧誘に際しての留意と説明義務）及び第6条（取引意思の確認と受託の審査）に掲げる規定についての審査を経て、受託の可否を決定する。

3 第1項第11号の業態・職種に該当する者で、本人以外の資金を直接取扱う職務職位でない者にあつては、個人資産であることを裏付ける本人自書による書面を徴したうえで第9条（不正資金の流入防止）の条件と管理措置を課すものとする。

- 4 統括責任者が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した場合には、その者に対しての委託の勧誘を中止し、又はその者からの受託を行わないものとする。

(勧誘に際しての留意と説明義務)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘は、その勧誘に先立って、顧客に対し、社名、商品先物取引の勧誘であることを明確に告知したうえで、その勧誘を受ける意思があるか否かの確認をしたうえで開始するものとする。

- 2 勧誘を受けない意思を表明した者に対しては勧誘を行わないものとする。なお、再勧誘を防止するため対策を別途講ずるものとする。

- 3 勧誘に際しては、社会通念上迷惑にあたる勧誘を行わないものとする。ただし、顧客の指示、承諾があった場合は、この限りにあらず。

- 4 勧誘に当たっては、「受託契約準則」、「商品先物取引—委託のガイド」、「貴社が定めた委託本証拠金額一覧」、「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」等の「事前交付書面」を顧客に対し事前に交付し、受託契約の締結前にあらかじめ説明しなければならない。

- 5 前項の説明に当たっては、先ず、当該取引の額が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び相場の変動により当該取引について顧客に損失が生じるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金額の額を上回ることとなるおそれがある旨顧客が理解できるように説明する。

その後、「商品先物取引—委託のガイド」に基づき商品先物取引の仕組み、取引証拠金制度、損益の計算方法、上場商品に関する知識及び情報収集の方法の基礎知識並びに委託手数料等について詳細に説明する。

さらに、「お取引のしくみと理解度確認書」において、その投機的本質についてリスク開示を行うとともに、顧客自身の判断と自己の責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで、これらの事項について理解していることを書面にて確認することとする。

- 6 顧客が事前交付書面の記載内容の説明を充分受け理解したことの確認及び迷惑勧誘行為等不当な勧誘等の禁止事項についても説明を理解され、これに抵触する行為がなかったことの確認を経たうえで、受託審査に入る。

- 7 取引証拠金等については、次のとおり定める。

- (1) 取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき、各商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- (2) 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を管理本部長とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。
- (3) 追証拠金の請求方法は、追証拠金が発生した時の値洗い損金の全額とする。

(取引意思の確認と受託の審査)

第6条 当社は、約諾書の差入りに先立って「口座設定申込書」の差入れを受けるものとする。

「口座設定申込書」は、次の事項について、委託者に直接記入を求めるものとし、受託前に予め統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先（電話等）
- (2) 家族構成（配偶者の有無、子等）
- (3) 職業（会社名等）、役職、勤務先住所及び連絡先（電話等）
- (4) 年収、預貯金等の流動資産
- (5) 取引の動機
- (6) 先物取引経験の有無（商品、金融（為替証拠金取引を含む）、債券、有価証券ごとに取引会社名、取引年数、銘柄、投下資金）
- (7) 株式等経験の有無（現物、信用ごとに取引会社名、取引年数、投下資金）
- (8) 投資可能資金額

2 前項の審査に当たって、統括責任者は「口座設定申込書」及び知識、経験、財産の状況等顧客からの聞き取りにより把握した顧客属性をもとに作成した「顧客カード」等を基礎資料にする。顧客カードは顧客属性の変更に際しては、遺漏なくこれを書換え、常に最新の情報として管理する。

3 顧客サービスチームの審査を経て、統括責任者は各書類を厳正に審査し、第4条第6号から同条第10号に該当すると認められる場合は、支店所属長から管理統括責任者に対して適合性に係る最終審査を申請するものとする。

4 適合性審査の結果、受託「可」と判定された場合は、当該顧客からの約諾書の差入れを受け、取引証拠金の預託を受けたうえで、取引受託の執行を行うものとする。

取引開始に当たって、顧客サービスチームは委託者本人と電話又は訪問面談により、第5条（勧誘に際しての留意と説明義務）及び第6条（取引意思の確認と受託の審査）の手続きが適切になされているかどうかを再点検及び再確認し、先物取引の仕組み・リスクに対する理解度の点検を行う。

- 5 新規の勧誘、契約、売買指示等の各勧誘段階において、委託者の取引意思を確認するための手続きを明確にし、委託者の取引意思を確認し、かつ、その意思を忠実に実行していること等については外務員日誌・業務日誌等記録の充実をはかり、これを顧客サービスチームが点検確認する。
- 6 委託者から投資可能資金額を超える取引を希望された場合は、損失を被っても生活に支障のない範囲で申告額が設定されていること及びその裏付けとなる資産を有していることを証明する本人自書による申出書を必要とする。
- 7 契約時の取引意思の確認と同時に、委託者に対して本人確認を行い、証明書類を求めるものとする。

(委託者の保護育成措置)

第7条 新たな委託者から商品先物取引の委託を受けるに際して先物取引の未経験者、又は経験の浅い委託者及びこれらと同等と判断される者の保護措置については、別項「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託等に係る取扱要領及び保護措置」でこれを定める。

(受託業務における禁止行為)

第8条 商品先物取引の受託及び委託の勧誘に当たっては、商品取引所法及び施行規則ほか関係法令、受託契約準則、主務省「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」、日商協「受託等業務に関する規則」ほか定める禁止事項を遵守するものとする。

(不正資金の流入防止)

第9条 第4条第3項に該当する委託者については、取引開始3ヶ月間又は委託者の属性によっては3ヶ月を超える期間、投資可能資金額の制限又は建玉制限を加えることがある。

- 2 前項の委託者からの差引入金額が1000万円を超え、さらに1000万円を超えることとなったごとに、統括責任者は委託者に自己資金の裏付け確認を取る等資金事情の説明を受けるものとする。
- 3 第1項の委託者の資産状況からみて不相応な額の入金と認められるときは、審査し、新規受託の禁止、残玉決済等特段の措置を講ずる。  
また、不正資金の流入等が判明した場合は、直ちに決済する等清算の方向を明確にする。

4 前2項に関しては、その記録を作成し、10年間保存するものとする。

(市場管理規則の遵守)

第10条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について、委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限の周知を行い、その遵守について委託者の理解を求めることとする。

2 市場管理とは別途に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて、委託者の理解を求めるものとする。

(その他の管理措置)

第11条 違反者に対する懲戒については、不正行為があったと認めたときは、管理本部長及び営業本部長が処分を提起し、当該担当者及び関係者に対して就業規則第6章第2節の規定に準じて制裁を行う。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第12条 当社は広告・宣伝に係る管理体制を、次のとおり定める。

- (1) 広告・宣伝に係る管理責任者を、業務本部長とし、広告・宣伝管理責任者という。
- (2) 広告・宣伝管理責任者を補佐する副管理責任者を、広報室長とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第13条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。

(付則)

1. 本規則は平成10年7月22日取締役会において決議した。
2. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
3. 平成11年8月1日一部改正
4. 平成12年4月1日一部改正
5. 平成14年12月1日一部改正
6. 平成15年6月6日一部改正
7. 平成17年5月1日一部改正



## 原則として不相当と認められる勧誘の例外適用に係る審査要領

当社は、受託業務管理規則第4条第1項本文「ただし」書きに係る審査と判断を行うため本審査要領を定める。

1. 例外適用は、受託業務管理規則第4条第1項第6号（「日本語により意思の疎通ができない者」）、同第7号（「長期療養者及びそれに準ずる者（身体に著しいハンディをもつ者を含む。）」）、同第8号（「専業主婦等一定の収入を有しない者」）、同第9号（「70歳代半ばを目安にそれ以上の高齢者又は年金等により生計をたてている者」）及び同第10号（「一定以上の収入を有しない者」）に掲げる者を対象者とし、知識、経験、財産の状況等を基準として当該対象者の適合性を判断するものとする。
2. 勧誘過程で、当該対象者について、以下に定める例外要件を具備していないことが判明した場合は、直ちに勧誘を中止するものとする。
3. 例外適用の審査基準として、第4条第6号から第8条に係る対象者については、それぞれの属性に応じて、適合性の原則を満たしているかを判断するものとする。同第9号に係る対象者については、直近の3年以内に商品先物取引他レバレッジ性の高い取引経験があること及び充分な理解度を判断基準とする。又同第10号に係る対象者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産の確認を要件とする。
4. 審査に当たっては、受託業務管理規則第5条の勧誘に際しての留意と説明義務を果たしているかの確認をより厳格にとり、知識、経験、財産の状況等の適合性原則を満たしているかを絶対要件に、それぞれの属性に応じた審査と当該者の積極的な意思の確認を明確にとることを例外適用の必要要件として判断する。
5. 最終審査者を管理総括責任者とし、審査に際しては、余裕資金があり、かつ、投資可能な金融資産の裏付けを証する本人自書の申出書を徴収し、この申出書を顧客カードに添えて、受託の可否の裁定を管理総括責任者に申請する。
6. 当初3ヶ月間又は対象者の属性によってはそれを超える期間に建玉時に預託する取引証拠金の額は、投資可能資金額の3分の1又はそれ以下とする。
7. 対象者の初回建玉の資金は、200万円以内を目安とする。
8. 取引中の委託者にあっても、受託業務管理規則第4条の不適合者に該当すると判明したときは、遅滞なく、取引の決済を求める等清算の方向を明確にする。

## 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託等に係る 取扱要領及び保護措置

受託業務管理規則第1条（目的）の商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者又は経験の浅い委託者及びこれらと同等と判断される者（直近の3年以内に延べ90日間以上にわたり商品先物取引の経験がない者、以下「新規委託者」という。）についての委託の勧誘及び受託に係る取扱い要領並びにこれら新規委託者の保護に関する措置を次のとおり定める。

1. 新規委託者については、取引開始から3ヶ月間又は属性によってはこれを超える期間を習熟期間とする。
2. 習熟期間中の委託者からの取引の受託については、原則として「口座設定申込書」にて申告を受けた投資可能資金額の3分の1となる水準を目安とする。
3. 習熟期間中であることに鑑み、委託者に対し適時理解度の深度の確認を行う。
4. 前項の理解度確認は、顧客サービスチームがアンケート又は訪問面談により調査し、理解状況が遅れていると見なされる委託者については、建玉制限等の措置をとる一方、充分理解が得られるよう説明を行う。  
説明を重ねてもなお統括責任者が理解不可能と判断した場合は、取引の決済を求めするなど清算の方向を明確にする。
5. 3ヶ月を超える習熟期間を設けた委託者で、3ヶ月経過した後委託者本人から習熟期間短縮等の希望があった場合において、商品先物取引の仕組みを理解していると認められる者については、その理解度に応じて管理総括責任者が習熟期間を短縮又は終了の措置をとることができる。  
ただし、再度理解度の確認と本人自書による習熟期間短縮等に係る申出書の提出を必要とする。
6. 習熟期間中であっても、投資可能資金額の3分の1を超える取引を希望する委託者については、「原則として不相当と認められる勧誘の例外適用に係る審査要領」第4項及び第5項の規定に準じて厳格なる審査を行い、商品先物取引に習熟していると確認された場合に限り、これを許容するものとする。
7. 口座設定申込書で商品先物取引の経験「有」と記した者で、経験者としての扱いを申し出た者については、過去3年以内に延べ90日間以上の取引経験を条件にこれを認める。

ただし、初回建玉時については、第2項の措置を援用する。

## 追加開示情報（2）

# 受託業務管理規則

株式会社 小林洋行

2005.7.20

# 受託業務管理規則

株式会社 小林洋行

## (目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大と、委託者の保護育成を図ることにより、業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

## (管理組織の責務)

第2条 当社は、管理本部のもと、管理担当班として本社及び関西支社並びに各営業店に顧客サービスチームを設けるとともに、責任体制を次のように明確化し、適正な受託業務の遂行と管理業務の円滑な運営の確保を図る。

- (1) 管理総括責任者を取締役管理本部長とする。
- (2) 管理総括責任者を補佐する副管理総括責任者を、管理本部部長とする。
- (3) 統括責任者として、本社顧客サービス室長、関西顧客サービス室長及び管理部長を充てる。
- (4) 営業店を管理する管理責任者を本社顧客サービス室長及び関西顧客サービス室長とし、それぞれ本社顧客サービス室長は本店営業部、新宿支店、横浜支店、信越支社、水戸支店、宇都宮支店及び名古屋支店の顧客サービスチームを、関西顧客サービス室長は関西支社、京都支店、広島支店及び福岡支店の顧客サービスチームを統括する。
- (5) 各営業店に顧客サービスチームの担当をおき、支店業務責任者及び業務担当者が任務にあたる。責任者不在の場合、適宜顧客サービス室管理職を配し、担当の任にあたる。

## (管理組織の職務)

第3条 顧客サービスチームの職務は、次のとおりとする。

- (1) 「口座設定申込書」及び「顧客カード」の精査並びに顧客属性の把握と審査及び勧誘、受託の適否の判定
- (2) 商品先物取引の経験のない顧客からの受託に係る管理措置に基づく審査
- (3) 新規勧誘に当たっての告知及び意思確認の有無の点検並びに勧誘拒否者に対する再勧誘を防止するための対策の強化
- (4) 顧客管理のための「口座設定申込書」及び「顧客カード」の整備
- (5) 委託者の資金力、知識及び取引経験等からみて不相応と判断される売買取引の抑制
- (6) 委託者に対する登録外務員等の連絡、サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導

- (7) 取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置
- (8) 不正資金の流入防止
- (9) 関係法令、自主規制規則及び取引所指示事項等諸規則遵守状況の監視
- (10) 委託者からの苦情及び紛議等に対する適切な対応と当該担当者への聞き取り調査等疑義等の解明努力
- (11) 過去に恣意的な紛議を多発した委託者等特定委託者の参入予防措置
- (12) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及及び委託者の理解度を向上させるための必要な措置
- (13) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

(不適格者の参入防止)

第4条 当社は、次の各号に掲げる者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

ただし、第8号から第11号の者であって、別に定める例外要件を満たす者にあつては、この限りではない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知症状の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 過去に商品取引事故を惹起した者及び恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引をするために借入れを行う者
- (6) 日本語による意思の疎通ができない者
- (7) 長期療養者及びそれに準ずる者（身体に著しいハンディをもつ者を含む。）
- (8) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者
- (9) 一定以上の収入（年間500万円以上）を有しない者
- (10) 75歳以上の高齢者
- (11) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
- (12) 金融機関勤務者、官庁及び地方自治体の出納・会計業務責任者並びに企業・団体等の経理・会計責任者等本人以外の資金を直接取扱うことができる者

- 2 当社は、75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、第1項第10号の審査要領に準じて厳格に審査するものとする。

- 3 第1項第12号の業態・職種に該当する者で、本人以外の資金を直接取扱う職務職位でない者にあつては、個人資産であることを裏付ける本人自書による書面を徴したうえで第9条（不正資金の流入防止）の条件と管理措置を課すものとする。

（勧誘に際しての留意点と説明義務）

第5条 商品先物取引の委託の勧誘は、その勧誘に先立って、顧客に対し、社名、商品先物取引の勧誘であることを明確に告知したうえで、その勧誘を受ける意思があるか否かの確認をしたうえで開始するものとする。

- 2 勧誘を受けない意思を表明した者に対しては勧誘を行わないものとする。なお、再勧誘を防止するため電話での発信規制を講じ、再勧誘を行わないよう社内に周知し適切に措置するものとする。
- 3 勧誘に際しては、社会通念上迷惑を覚えさせる以下の勧誘を行わないものとする。ただし、顧客の指示、承諾があつた場合は、この限りでない。
  - ①夜間・早朝等の時間での勧誘
  - ②顧客の意思に反した長時間にわたる勧誘
  - ③顧客に対し、威迫、困惑、又は不安の念を生じさせる勧誘
  - ④顧客が迷惑と表明した時間・場所・方法での勧誘
- 4 勧誘に当たっては、「受託契約準則」、「商品先物取引—委託のガイド」、「取引本証拠金額一覧」、「委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面」等の「事前交付書面」を顧客に対し事前に交付し、受託契約の締結前にあらかじめ説明及び理解の確認を行わなければならない。
- 5 前項の説明及び理解の確認に当たっては、「商品先物取引—委託のガイド」等を用いて、先ず、商品先物取引は顧客が預託する取引証拠金等の額に比して10～30倍にもなる著しく大きな取引を行うものであること及び相場の変動により当該取引について顧客に損失が生じるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金額の額を上回ることとなるおそれがあることについて、顧客が理解できるように説明し、書面により理解の確認を行うものとする。次いで、取引証拠金制度（その種類、発生のおそれ等）、損益の計算方法、上場商品に関する知識、取引の留意点、禁止事項及び注意事項等の基礎知識並びに委託手数料に関する事項等と徴収の時期その他主務省令で定める事項について詳細に説明し、書面により理解の確認を行うものとする。
- 6 さらに「お取引のしくみと理解度確認書」において、再度その投機的本質につ

いてリスク開示を行うとともに、取引開始から決済の数値的説明、追証拠金の発生する仕組み及び両建玉の保有等を説明し、前項も含めてこれらの事項について理解し顧客自身の判断と自己の責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで、本人自筆による書面にて確認することとする。

7 取引証拠金等については、次のとおり定める。

- (1) 取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき、各商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- (2) 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を管理本部長とし、その内容について社内  
に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。
- (3) 追証拠金の請求方法は、追証拠金が発生した時の値洗い損金の全額とする。

(適合性の審査及び取引意思の確認等)

第6条 当社は、不適格者の参入を防止するため、次項に規定する「口座設定申込書」により適合性の審査を行うものとする。

2 「口座設定申込書」には次の事項を設けて、委託者に直接記入を求めるものとし、統括責任者の審査を受けるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先（電話等）
- (2) 家族構成（配偶者の有無、子等）
- (3) 職業（会社名等）、役職、勤務先住所及び連絡先（電話等）
- (4) 年収、預貯金等の流動資産
- (5) 取引の動機
- (6) 先物取引経験の有無（商品、金融（為替証拠金取引を含む）、債券、有価証券ごとに取引会社名、取引年数、銘柄、投下資金）
- (7) 株式等経験の有無（現物、信用ごとに取引会社名、取引年数、投下資金）
- (8) 投資可能資金額

3 前項第8号に規定する投資可能資金額については、収入、金融資産、年齢等を考慮し、その額は損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減額すること等を顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。

4 第2項の審査に当たって、統括責任者は「口座設定申込書」及び知識、経験、財産の状況等顧客からの申告により把握した顧客属性をもとに作成した「顧客カード」等を基礎資料にする。顧客カードは顧客属性の変更に際しては、遺漏なくこれを書換え、常に最新の情報として管理するものとする。

- 5 顧客サービスチームの審査を経て、統括責任者は各書類を厳正に審査し、第4条第8号から同条第11号に該当すると認められる場合は、顧客カードをもとに支店所属長から管理総括責任者に対して適合性に係る最終審査を申請するものとする。
- 6 適合性の審査の結果、受託「可」と判定された場合は、当該顧客からの約諾書の差入れを受け、取引証拠金の預託を受けたうえで、取引受託の執行を行うものとする。

取引開始に当たって、顧客サービスチームは委託者本人と電話又は訪問面談により、第5条（勧誘に際しての留意と説明義務）及び第6条（取引意思の確認と受託の審査）の手続きが適切になされているかどうかを再点検及び再確認し、先物取引の仕組み・リスクに対する理解度の点検を行う。

また、取引証拠金の預託を受けるに先立って、「投資可能資金額」との整合性を審査し、申告した投資可能資金額が取引証拠金等の性質を理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されているか、また、その説明を理解しているかを再点検するものとする。
- 7 前項の審査結果に関しては、その審査日、最終審査者及び適否の判断根拠等を記録に残すものとし、その記録は取引終了後3年間保存するものとする。
- 8 当社は、適合性の審査を終えるまでは顧客から約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止し又はその者からの受託を行わないものとする。
- 9 新規の勧誘、委託契約締結、契約締結後の個々の取引の委託等の各勧誘段階において、委託者の取引意思を確認するための手続きを明確にし、委託者の取引意思を確認し、かつ、その意思を忠実に実行していること等については外務員日誌・業務日誌等記録の充実をはかり、これを顧客サービスチームが点検確認する。
- 10 契約時の取引意思の確認と同時に、委託者に対して本人確認を行い、証明書類を求めるものとする。
- 11 「口座設定申込書」で商品先物取引の経験「有」と記した者で、経験者としての扱いを申し出た者については、過去3年以内に延べ90日間以上の取引経験を要件とし、取引経験を証する書面の提示をもってこれを認める。ただし、初回建玉日は申告を受けた投資可能資金額の3分の1を限度とする。



(未経験者の保護育成措置)

第7条 当社は、商品先物取引の経験のない者又は経験が直近の3年以内に延べ90日間に満たない者及びこれらと同等と判断される者を未経験者として取扱うこととし、その保護育成を講ずるものとする。なお、具体的な措置については、別に定める「商品先物取引未経験者からの受託等に係る取扱要領及び保護措置」によるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第8条 商品先物取引の受託及び委託の勧誘に当たっては、商品取引所法及び施行規則ほか関係法令、受託契約準則、主務省「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」、日商協「受託等業務に関する規則」ほか定める禁止事項を遵守するものとする。

(不正資金の流入防止)

第9条 第4条第3項に該当する委託者については、取引開始3ヶ月間又は委託者の属性によっては3ヶ月を超える期間、投資可能資金額の制限又は建玉制限を加えることがある。

2 前項の委託者からの差引入金額が1000万円を超え、さらに1000万円を超えることとなったごとに、統括責任者は委託者に自己資金の裏付け確認を取る等資金事情の説明を受けるものとする。

3 第1項の委託者の資産状況からみて不相応な額の入金と認められるときは、審査し、新規受託の禁止、残玉決済等特段の措置を講ずる。

また、不正資金の流入等が判明した場合は、直ちに決済する等清算の方向を明確にする。

4 前2項に関しては、その記録を作成し、10年間保存するものとする。

(市場管理規則の遵守)

第10条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について、委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限の周知を行い、その遵守について委託者の理解を求めることとする。

2 市場管理とは別途に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて、委託者の理解を求めるものとする。

(その他の管理措置)

第11条 違反者に対する懲戒については、不正行為があったと認めるときは、管理本部長及び営業本部長が処分を提起し、当該担当者及び関係者に対して就業規則第6章第2節の規定に準じて制裁を行う。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第12条 当社は広告・宣伝に係る管理体制を、次のとおり定める。

- (1) 広告・宣伝に係る管理責任者を、業務本部長とし、広告・宣伝管理責任者という。
- (2) 広告・宣伝管理責任者を補佐する副管理責任者を、広報室長とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第13条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。

(付則)

1. 本規則は平成10年7月22日取締役会において決議した。
2. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
3. 平成11年 8月 1日一部改正
4. 平成12年 4月 1日一部改正
5. 平成14年12月 1日一部改正
6. 平成15年 6月 6日一部改正
7. 平成17年 5月 1日一部改正
8. 平成17年 7月20日一部改正

## 不適格者の例外要件及び審査要領等

当社は、受託業務管理規則第4条第1項本文「ただし」書きに係る例外要件及びその審査要領等について、以下のとおり定める。

1. 例外要件は、受託業務管理規則第4条第1項第8号（「年金等の収入が過半を占め、これにより生計を維持する者」）、同第9号（「一定以上の収入を有しない者」）、同第10号（「75歳以上の高齢者」）、同第11号（「投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者」）に掲げる者を対象とし、知識、経験、財産の状況等を基準として当該対象者の適合性を判断するものとする。
2. 例外要件は以下のとおりとする。
  - (1) 受託業務管理規則第4条第1項第8号及び第9号について
    - ①顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。
    - ②顧客本人の自書により、顧客自らが受託業務管理規則第4条第1項第8号又は第9号に該当し、当社の「不適格者の参入防止」の対象者に該当することを理解していること及び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
  - (2) 受託業務管理規則第4条第1項第10号について
    - ①顧客が直近3年以内の述べ90日以上、商品先物取引、海外商品先物取引、有価証券等指数先物取引、外国為替証拠金取引、オプション取引、株式の信用取引いずれかの経験があることを証明するものがあること
    - ②商品先物取引の仕組み、リスクその他の説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることを証明するものがあること
    - ③顧客本人の自書により、顧客自らが受託業務管理規則第4条第1項第10号に該当し、当社の「不適格者の参入防止」の対象者に該当することを理解していること及び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること
  - (3) 受託業務管理規則第4条第1項第11号について
    - ①当初申告した投資可能資金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを証明するものがあること
    - ②新たに設定された投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること
    - ③顧客本人の自書により、顧客自らが規則第4条第1項第11号に該当し、当社

の「不適格者の参入防止」の対象者に該当することを理解していること及び上  
記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある  
こと

3. 審査に当たっては、受託業務管理規則第5条の勧誘に際しての留意と説明義務を果たしているかの確認をより厳格にとり、知識、経験、財産の状況等の適合性原則を満たしているかを絶対要件に、それぞれの属性に応じた審査と当該者の積極的な参加意思の確認をするものとする。
4. 例外に係る最終審査者は管理総括責任者とし、審査に際しては、上記2.の各要件を満たしていること及びそれぞれの申出書面及び確認書面を精査の上その適否を判断するとともに、その審査の結果について、審査日、審査者及び適否の判断根拠を含めて記録を作成し、これを取引終了後3年間保存するものとする。
5. 当初3ヶ月間又は対象者の属性によってはそれを超える期間に建玉時に預託する取引証拠金の額は、投資可能資金額の3分の1又はそれ以下とする。
6. 1.の対象者の初回建玉の資金は、200万円以内とする。
7. 取引中の委託者にあっても、受託業務管理規則第4条の不適格者に該当すると判明したときは、遅滞なく、取引の決済を求める等清算の方向を明確にする。

## 商品先物取引の未経験者からの受託等に係る 取扱要領及び保護措置等

受託業務管理規則第1条（目的）の商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者又は経験の浅い委託者及びこれらと同等と判断される者（直近の3年以内に延べ90日間以上にわたり商品先物取引の経験がない者、以下「新規委託者」という。）についての委託の勧誘及び受託に係る取扱い要領並びにこれら新規委託者の保護に関する措置を次のとおり定める。

1. 新規委託者については、取引開始から3ヶ月間又は属性によってはこれを超える期間を習熟期間として保護措置を講ずるものとする。
2. 習熟期間中の委託者からの取引の受託については、「口座設定申込書」にて申告を受けた投資可能資金額の3分の1を限度とする。
3. 習熟期間中であることに鑑み、委託者に対し適時理解度の深度の確認を行うこととする。
4. 前項の理解度確認は、顧客サービスチームがアンケート又は訪問面談により調査し、理解状況が遅れていると見なされる委託者については、建玉制限等の措置をとる一方、充分理解が得られるよう説明を行う。  
説明を重ねてもなお統括責任者が理解不可能と判断した場合は、取引の決済を求めると清算の方向を明確にする。
5. 3ヶ月を超える習熟期間を設けた委託者で、3ヶ月経過した後当該委託者本人から習熟期間短縮等の希望があった場合において、商品先物取引の仕組みを理解していると認められる者については、その理解度に応じて管理総括責任者が習熟期間を短縮又は終了の措置をとることができる。  
ただし、再度理解度の確認と本人自書による習熟期間短縮等に係る申出書の提出を必要とする。